

第4章 保存・管理

1 基本方針

本特別天然記念物を将来にわたって適切に保存管理していくため、本計画では、本特別天然記念物の特徴を踏まえて以下の保存管理に関する基本方針を定めました。

① 噴湯丘と球状石灰石の価値を損なわない

現在確認されている噴湯丘と球状石灰石を保存する。

② 噴湯丘と球状石灰石の分布の可能性のある石灰華を保全する

未発見の球状石灰石や噴湯丘が内包されている可能性があるため、形成基盤である石灰華、石灰岩、断層、温泉、石灰華が形作る地形を保全する。今後、調査等によって保存が必要と新たに確認された未指定範囲については、土地所有者や占有者と協議し、必要に応じて追加指定及び公有地化を検討する。

③ 地区区分ごとの適切な保存・活用方法を具体化し、運用する

本特別天然記念物の本質的価値を構成する要素を適切に保存活用するため、要素の分布を考慮して適切な地区区分を行い、地区区分ごとに適切な保存管理の方法を定め、これを運用する。

2 保存・管理の方法

(1) 現状変更等の取扱いに関わる共通事項

本特別天然記念物を適切に保存活用するために、文化財保護法に基づく現状変更等の取扱いに関わる共通事項を以下のとおり定めます。

- ・ 指定地内で行う現状変更等は、当然特別天然記念物の保存・活用に配慮し、影響が軽微となるように配慮した必要最小限の内容でなければならない。
- ・ 指定地内で行う現状変更等は、文化財保護法に加え、自然公園法等関連する各法令や、各計画との調整を図るため、関係機関と事前協議を十分に行わなければならない。
- ・ 現状変更等の際、その計画段階において、事前に松本市教育委員会と協議する。

(2) 文化財保護法に基づく現状変更等の考え方

史跡名勝天然記念物の現状変更等については、文化財保護法第 125 条 1 項で次のように規定されています。

【文化財保護法第 125 条 1 項】

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

現状変更とは、物理的作為的に現状を変更する行為です。現状を変更する場合、後述の「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」を除き、文化庁長官又は松本市教育委員会の許可を得ることが必要です。

また、指定範囲外で行う行為であっても、本特別天然記念物の保存に影響を及ぼす行為（物理的に現状に変更を及ぼすものではありませんが、将来にわたり支障をきたす行為）である場合は、影響が軽微である場合を除き、文化庁長官の許可を得ることが必要です。行為が、本特別天然記念物の保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微かどうかは、案件ごとに松本市教育委員会へ相談する必要があります。

なお、国の機関が行う現状変更等については、文化財保護法第 168 条に規定されています。また、「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第 4 条における維持の措置の範囲とは、以下のとおりです。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

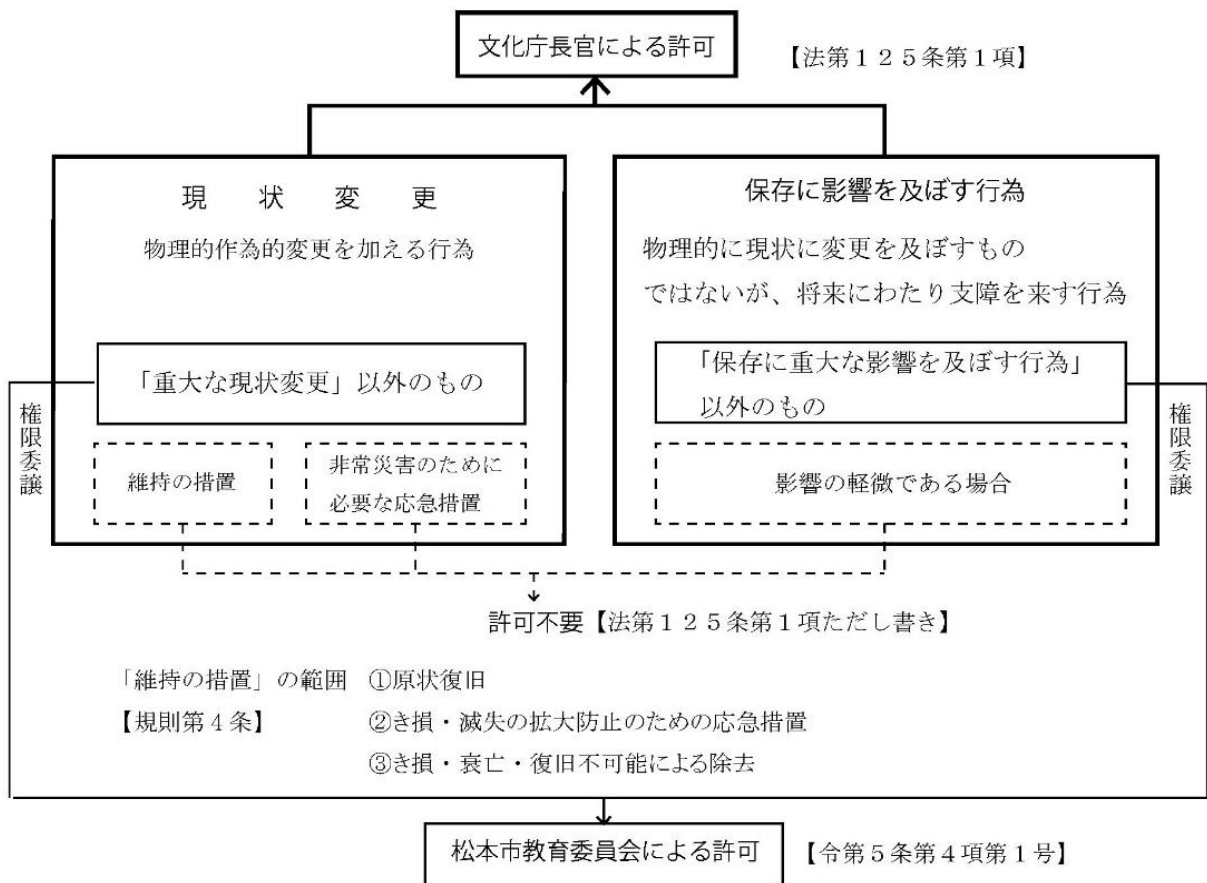


図4-1 現状変更等の許可について（記念物担当者会議資料（2019）を編集）

(3) 松本市教育委員会が許可を行う行為

文化財保護法第125条による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条において、「次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県または市の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うものとする。」と規定されています。

また、同条第4項第1号及び文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成12年4月28日文部大臣裁定、平成27年12月21日最終改正）において、市の教育委員会が許可する現状変更等の範囲が規定されています。これに該当する行為は、巻末資料を参照してください。

(4) 現状変更等に関する取扱い基準

保存管理の現状を踏まえ、地区区分と、本質的価値構成要素の二つの視点から、取扱い基準を次のとおり定めます。

ア 地区区分に基づく取扱い基準

(ア) 保存地区（A地区）

噴湯丘と球状石灰石が分布する核心的保存地区です。噴湯丘又は球状石灰石の分布が確認されている一帯が地区に含まれます。

現状変更等について、原則認められません。ただし、以下の許可基準を満たし、噴湯丘と球状石灰石、そして、これらの形成基盤である石灰華や石灰岩に及ぼす影響が軽微な場合はこの限りではありません。

【許可基準】

- ① 噴湯丘と球状石灰石の形状が原則として維持されること。
- ② 噴湯丘と球状石灰石の形成基盤である温泉水の湧出量並びに水質が改変されず、かつ石灰華及び石灰岩等から成る地形の改変が最低限に留められること。
- ③ 学術調査、学術研究のほか、噴湯丘と球状石灰石の保存活用のために行われるもので、いずれも必要最小限の規模であること。
- ④ 実施主体は、原則として、教育・研究機関（大学等に所属する研究者を含む。）、行政機関、噴湯丘と球状石灰石の保護を目的とした地元の団体、土地所有者、管理団体のいずれかであること。

(イ) 石灰華分布地区（B地区）

噴湯丘と球状石灰石を内包する可能性のある地区です。今後、噴湯丘に加え、特に球状石灰石が発見される可能性が残されており、可能な限り保存を前提とする地区であり、石灰華が分布する一帯と河川区域の一部が地区に含まれます。

現状変更等について、以下の許可基準を満たし、噴湯丘と球状石灰石を内包する可能性を喪失させない場合は認められます。

【許可基準】

- ① 噴湯丘と球状石灰石の存在を把握する調査がなされるとともに、存在の可能性に配慮した最低限の変更であること。
- ② 噴湯丘と球状石灰石の形成基盤である石灰華及び石灰岩等から成る地形地質への影響が最小限になるよう配慮がなされること。

(ウ) 一般地区（C地区）

噴湯丘と球状石灰石の保存に影響を及ぼすことが少ない地区です。大部分が地形改変されている部分、または噴湯丘と球状石灰石が確認されておらず、かつ今後生成する可能性が低い一帯が地区に含まれます。道路は、付帯設備（ガードレール、法面の擁壁等）をC地区に含みます。

現状変更等について、以下の許可基準を満たし、噴湯丘と球状石灰石の保存と活用への影響が軽微な場合は認められます。

【許可基準】

- ① 噴湯丘と球状石灰石の保存及び活用に配慮がなされること。
- ② 噴湯丘と球状石灰石の形成基盤である石灰華及び石灰岩等から成る地形地質への影響が最小限になるよう配慮がなされること。

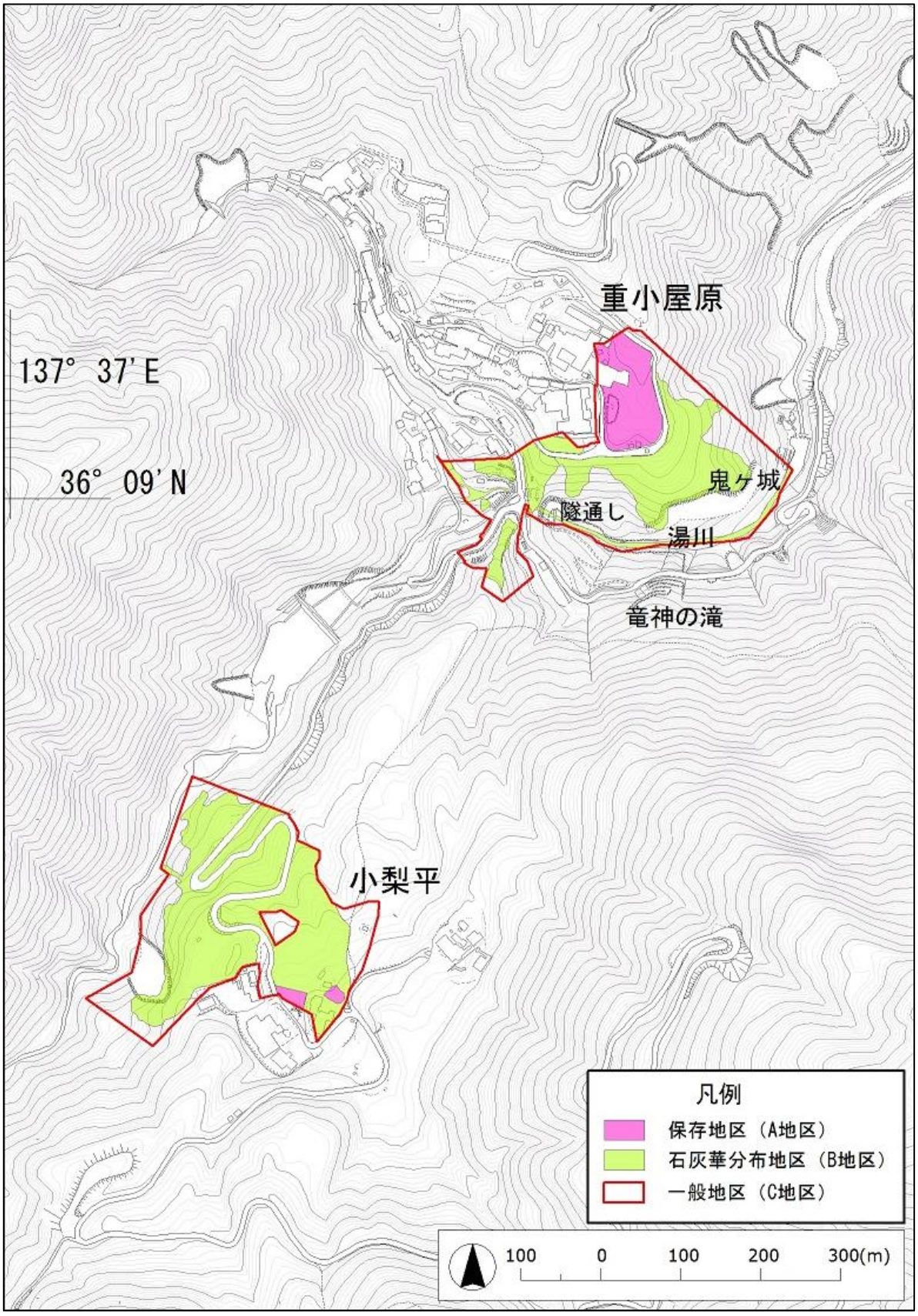


图 4-2 地区区分图

イ 本質的価値を構成する要素ごとの取扱い基準

(ア) 噴湯丘

噴湯丘については、現状変更等は原則認められません。ただし、保存のための整備、活用のための整備（ただし計画的でモニタリング調査を伴うもの）、あるいは学術調査・研究を目的とする場合はこの限りではありません。噴湯丘の取扱い基準は、保存地区（A地区）のそれに準じます。また、噴湯丘である可能性のあるものの現状変更等については、石灰華分布地区（B地区）の許可基準に準じます。

(イ) 球状石灰石

明らかに同心円状構造が外部から観察される球状石灰石については、学術調査・研究のほか、噴湯丘と球状石灰石の保存活用のために行われるものを除き、原則として現状変更等は認められません。許可又は同意を得て実施した現状変更等によって、球状石灰石が想定外に発見された場合は、松本市教育委員会に連絡し、必要な保存措置等について協議が必要です。

生成環境や外見から球状石灰石である可能性がある石灰華については、A地区においては、球状石灰石かどうか調査するための最低限の採取、及び学術調査・研究を除き、原則として現状変更等は認められません。B及びC地区において、許可又は同意を得て実施した現状変更等によって、想定外に発見された場合は、松本市教育委員会に連絡し、必要な保存措置等について協議が必要です。

ウ 現状変更等の許可の特例（事後の届出）

指定範囲内で行う現状変更等については、その都度、文化庁長官の許可が必要であることが原則です。しかしながら、改正文化財保護法（平成31年4月施行）では、国の認定を受けた保存活用計画に記載された行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、許可を事後の届出とするなど、手続きを弾力化することができるようになりました。

【文化財保護法第 129 条の 4】

第二百九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

本計画では、この特例を適用し、下表に示す現状変更等については、都度、許可申請を不要とし、事後の届出（巻末様式（3））で現状変更等を可能とします。該当する行為は、従来より日常的に行われ、かつ本質的価値に与える影響が軽微なものであり、行為者が特定されています。つまり、行為が同じであっても、誰もがこうした特例の適用を受けるわけではなく、表 4-1 に掲載された行為者のみが適用を受けることができます。

エ 本市における任意の手続き

松本市教育委員会では、事後の届出で現状変更等を可能とする行為であっても、どのような行為がなされているのか、また保存管理上必要な事態が発生していないか、といったことを定期的に把握するため、作業の報告は、毎年度当初である 4 月中に松本市教育委員会に提出を求めるものとします。提出された報告に記載の内容は、後述する「特別天然記念物 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石 保存活用協議会」において確認します。また、適宜松本市教育委員会の立ち入り調査を実施し、確実な保存管理を担保します。

(5) モニタリング

噴湯丘は、土壌やコケで覆われることや倒木などにより劣化、破損するおそれがあることから、保存管理が特に求められます。そこで今後、現状を定期的に把握するためのモニタリングを実施します。具体的なモニタリング手法として、定期的な写真撮影や詳細観察による噴湯丘及びその周辺の状況を把握し、カルテ等に取りまとめます。

表 4-1 事後の届出に該当する行為の詳細 (1/2)

対象	行為の内容	実施の目的	場所	行為者	期間	実施時期	頻度	留意事項
球状石灰石である可能性がある石灰華	球状石灰石かどうか確認するための試料採取	保存	指定地全域 (A, B, C 地区)	管理団体	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	同心円状構造を確認するための必要最小限の採取
観光業関係施設	除草、樹木の枝払い (草刈り機及び高枝切り鉋程度で行うもの)	景観維持	私有地 (A, B 地区)	土地所有者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	噴湯丘や石灰華等の地形に影響する主幹の切断、抜根を伴うものは含まない。
			占有地 (B, C 地区)	占有者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	
観光業関係施設	建屋等施設の修繕 (基礎部分に影響のないもの)	安全確保・老朽化	指定地全域 (B, C 地区)	所有者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て設置した施設を含む。地形改変を伴うものや既存施設の規模を超えるものは含まない。塀、生垣等建屋に付随するものを含む。
観光業関係施設	源泉設備の修繕・更新 (基礎部分に影響のないもの)	引湯維持	指定地全域 (B 地区)	所有者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て設置した施設を含む。地形改変を伴うもの、既存施設の規模や現在の引湯量を超えるものは含まない。
道路	除草、樹木の枝払い (草刈り機及び高枝切り鉋程度で行うもの)	安全確保	指定地域の道路 (C 地区)	管理者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 30 回程度	噴湯丘や石灰華等の地形に影響する主幹の切断、抜根を伴うものは含まない。
道路	施設の修繕 (原状復旧) (基礎部分に影響のないもの)	安全確保	指定地域の道路 (C 地区)	管理者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 50 回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て設置した施設を含む。地形改変を伴うものや既存施設の規模を超えるものは含まない。

表 4-1 事後の届出に該当する行為の詳細 (2/2)

対象	行為の内容	実施の目的	場所	行為者	期間	実施時期	頻度	留意事項
歩道	除草、樹木の枝払い (草刈り機及び高枝切り鋏程度で行うもの)	安全確保	指定地域の歩道 (A, B, C 地区)	管理者・地元団体	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て設置した施設を含む。噴湯丘や石灰華等の地形に影響する主幹の切断、抜根を伴うものは含まない。
歩道	工作物の修繕 (基礎部分に影響のないもの)	保存活用	指定地域の歩道 (A, B, C 地区)	所有者・地元団体	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て設置した施設を含む。地形改変を伴うものや既存施設の規模を超えるものは含まない。
河川	除草、樹木の枝払い (草刈り機及び高枝切り鋏程度で行うもの)	安全確保	指定地域の河川 (B 地区)	管理者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 20 回程度	噴湯丘や石灰華等の地形に影響する主幹の切断、抜根を伴うものは含まない。
河川	施設の修繕 (原状復旧) (基礎部分に影響のないもの)	安全確保	指定地域の河川 (B 地区)	管理者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て設置した施設を含む。地形改変を伴うものや既存施設の規模を超えるものは含まない。
看板類	修繕・更新 <重小屋原地区> 既存 6 基、新設 10 基 <小梨平地区> 既存 2 基、新設 5 基	保存活用	指定地全域 (A, B, C 地区)	所有者	認定日～令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日	通年	年 10 回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て新設したものを含む。地形改変を伴うものや既存施設の規模を超えるものは含まない。

3 その他の法令

本特別天然記念物は、文化財保護法に加え、自然公園法をはじめとする様々な法令が関係します。以下にそれぞれの概要を解説します。

(1) 自然公園法

自然公園法の目的は、同法第一条において「この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」とされています。

本特別天然記念物の指定範囲は、全域が中部山岳国立公園の第2種特別地域に指定されており、工作物の新築や改築、木竹の伐採、土石の採取等の行為を行う場合は、環境大臣の許可が必要です。

(2) 砂防法

砂防法は、豪雨等による山崩れ、河床の侵食等の現象に伴う、不安定な土砂の発生とその流出による土砂災害を防止することにより、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水上の機能の保全を図ることを目的とされています。

本特別天然記念物の指定範囲では、湯川の河川敷（隧通しより上流側）が砂防指定地に指定されており、竹木の伐採や土石の採取等、砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、管理者である長野県知事の許可が必要です。

(3) 河川法

河川法の目的は、同法第一条において「この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流出の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的とする。」とされています。

本特別天然記念物の指定範囲内を流れる湯川は、河川法に基づく一級河川に指定されています。河川区域及び河川保全区域内において流水・土地の占用、土石の採取、工作物の新築・改築等の行為をしようとする場合には、河川管理者である長野県知事の許可が必要です。

(4) 森林法

森林法の目的は、同法第一条において「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、

もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」とされています。

本特別天然記念物の指定範囲内では、重小屋原地区及び小梨平地区の一部が土砂流出防備保安林に指定されており、立木の伐採や土地の形質の変更を行う場合は、長野県知事の許可が必要です。

(5) 温泉法

温泉法の目的は、同法第一条において「この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適性を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされています。

本特別天然記念物の指定範囲内にも源泉が存在し、湧出する温泉はそのほとんどが浴場等へ引湯され利用されています。温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする場合は、長野県知事の許可が必要です。